

# 平成 28 年度事業計画

## 第 1 事業計画の基調

本会は、労働安全衛生法第 87 条に基づき、昭和 58 年 4 月 1 日に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントを会員とする社団法人として設立され、労働安全衛生法に規定された全国唯一の団体として活動を続け、平成 28 年度は設立 34 年目を迎えている。

その間、平成 24 年 4 月 1 日には公益法人改革により、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会となり、平成 27 年 8 月 20 日付けで公益目的支出計画の実施完了の確認を受けたところである。

本会は、平成 28 年度も、その目的である、会員の専門的技術の向上と全国の事業場の安全及び衛生の水準の向上を図ることとする。

そうしたなか、ここ数年来の本会を取り巻く厳しい環境に基本的な変化は無いものの、本会の労働災害防止への寄与及び会の運営の安定化に重要な役割を果たしてきた受託事業等については、昨年度は、厚生労働省より「職場における受動喫煙防止対策の係る相談支援業務」、「第三次産業労働災害防止対策支援事業（社会福祉施設）」、「第三次産業労働災害防止対策支援事業（飲食店）」、「未熟練労働者に対する安全衛生教育の充実・強化の推進事業（製造業）」の 4 件を直接受託し、さらに、他機関が受託した事業についても診断業務として協力を行ったところである。多くの事業が重なり厳しいスケジュールの中、各支部のご尽力により適正に実施できたところである。

平成 28 年度も委託事業の入札における厳しさは続いているが、平成 28 年度厚生労働省委託事業は、当会の受託が確定したものもあるが、引き続き受託に向けての努力を続けるものとする。また、他省庁、他機関等に対しても必要により協力を行っていくこととする。

このような状況のもと、平成 28 年度は、次の事業を積極的に推進し、本会の目的の達成及び会の運営の安定化を図ることとする。

- 1 研修事業
- 2 調査研究事業
- 3 受託事業等
- 4 その他の事業
- 5 本部の活動等

## 第2 事業計画の内容

### 1 研修事業

以下に記す研修会・講習会を予定し、従来から実施している研修会・講習会については受講者のニーズに合わせ、より内容の充実を図るとともに、講師陣の体制強化も進める。

新たな顧客の開拓を目指した新規の研修についても企画検討する。

- ① 労働安全研修会
- ② 労働衛生研修会
- ③ 登録時研修会
- ④ リスクアセスメント研修会
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム（担当者）研修会
- ⑥ 労働安全衛生マネジメントシステム監査員養成研修会
- ⑦ 労働衛生工学基礎研修会
- ⑧ 労働安全コンサルタント受験準備講習会
- ⑨ 労働衛生コンサルタント受験準備講習会
- ⑩ 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験準備講習会
- ⑪ 労働安全コンサルタント（土木・建築）口述試験受験準備講習会
- ⑫ 労働衛生コンサルタント（保健衛生）口述試験受験準備講習会（労働衛生関係法令）

⑬ 認定産業医研修会（実地）

⑭ 安全衛生推進者等養成講習

⑮ その他（新規講習）

①から④までの研修会は、東京及び大阪の 2 箇所で開催する。その他のものについては東京で開催する。

⑤, ⑥, ⑮については、ISO45001 及びその JIS 規格化についての国際動向や国内動向を見極めつつ、その実施の有無を含めて検討する。

⑬については、昨年度（公社）日本保安用品協会及び（公社）日本作業環境測定協会の協力を得て、2 回開催したが、今年度は内容を検討の上、実施を判断する。

⑭については、平成 27 年度は開催を見送ったが、今年度は受講生を集める方策をさぐる努力を続ける。

## 2 調査研究事業

### （1）地方組織の充実活性化

各支部における新規会員の獲得は、支部活動のための最重要課題であり、このため後述の「5 本部の活動等」における新規会員の獲得等を踏まえ、本部・支部間の連携のもと、その取組をすすめる。

平成 28 年度は、ブロック会議については、その内容を充実させつつ実施する。ブロック会議での意見、要望等については、昨年度と同様に本部運営に反映させるとともに、行政に対しても必要な要望等を行っていく。

また、支部長会議については、1 年おきの開催として昨年度開催したところであるが、昨年度討議した事項も含め、本年度についても支部のあり方、受託事業など重要な課題についての討議、意思統一なども必要とされるところであり、本年度も開催する方向で検討する。

支部内、ブロック地域内そして本部・支部間の情報がスムーズに水平展開されるよ

うな組織活動を目指す。

一方、支部・ブロックでの地域独自の実情に根ざした研修会等の開催を勧奨し、会員間の交流を支援する。

#### (2) 労働安全・労働衛生コンサルタント活動の促進

①「第 22 回労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開し、労働安全・労働衛生コンサルタント活用の促進を図る。

②労働安全・労働衛生コンサルタント活用のメリットを一般に周知し、かつ、安全衛生診断のレベルの向上を図るため、引続き、優良安全衛生診断事例を会員から募集する。

#### (3) OSHMS への対応

OSHMS については、ISO45001 及びその JIS 規格化についての動きがあり、引き続き OSHMS 委員会においてその状況を見極めながら検討を進める。

#### (4) 会員及び会員外への情報提供

①平成 27 年 2 月に続き平成 28 年 3 月にホームページのリニューアルを行ない、会員専用ページの改訂を行ったが、このページを活用して JASHCON ニュース、安衛コン資料、会員名簿の掲載に加えて本会の様式集、よくある質問の整備をすすめていく。また、専門事項掲載者名簿の積極的活用が図られるようにするなど、今年度もより会員に役に立つ情報を提供する。

②行政情報を出来る限りレスポンス良く、内容の解説付きでホームページに掲載することに一層努め、本会会員等であることのメリットが実感できるようにする。

③入会勧誘の手助けとなるよう新規入会の手続き案内をよりわかりやすくすると共に、会員以外の者にも役に立ち、コンサルタント活動への理解を得られるような情報提供を行う。

### 3 受託事業等

#### (1) 厚生労働省委託事業の受託及び適正な実施

厚生労働省発注の委託事業については、入札価格のみで決定される一般競争入札又は企画提案と入札価格で決まる総合評価方式により行われ、非常に厳しい受注競争となっている。その結果、受注できた事業についても厳しい事業費に加えて従来とは異なる分野での難しい対応が必要となる場合がある。

平成27年度は、4件の委託事業の元請受注ができたが、平成28年度は「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務」、「未熟練労働者に対する安全衛生教育の充実・強化の推進事業（商業、陸上貨物運送事業）」の3件の受注が確定したところであり、その適正な実施に努める。委託事業の元請受注については、引き続き機会を捉えて受託に努める。

#### (2) 行政、各種団体・民間企業からの受託等

行政からの事業受託の厳しさは今後も続くと思われる。今年度も各種団体・民間企業からの受託等を目指して、引き続きアプローチを続ける。また、平成27年度より積極的な対応を行なっている林業分野・農業分野での事業受託等を目指す。

#### (3) 知名度のアップと業務獲得支援

受け身の業務受注では先が見えないことは確かな状況である。会員自ら地域に密着した地道な活動を行うことで業務の獲得・拡大ができるよう、その活動に係る情報の収集と開示により、支援する。本部と会員及び支部間のさらなる連携強化により、本会の知名度をアップし、そのことで新たな業務につなげていくよう努力する。

### 4 その他の事業

#### (1) 生涯研修制度の推進

生涯研修制度については、今後も引き続き「生涯研修の手引き」に従って円滑に推進する。メリットを実感出来ないとの意見もあるが、生涯研修制度の実施は会員の資質の向上とその業務の進歩改善という本会の目的に合致したものであり、外部からの

本会に対する評価の重要なポイントとなっている。今後もメリットを感じられる仕組みを考えていく。一方、現行の「生涯研修の手引き」についてはその内容について検証と改正を検討する。

## (2) 出版事業の展開

平成26年度より、労働安全・労働衛生コンサルタント試験の試験問題及び択一式問題の解答が公表されているが、その解説及び筆記試験については未公表のため、「試験問題集」については従来通り確実な売上げが続いており、平成28年度も「試験問題集」を出版し、「試験合格への手引き」と合わせて販売を進める。また、従来の出版活動に加えて、新たな出版物の企画を進める。

## 5 本部の活動等

本会組織の充実強化及び本部機能の充実強化を図るため、関係機関との連携を図りながら次のことを実施する。

### (1) 行政との一層の連携

当会の目的を達成するためには、行政との連携は特に重要であり、ブロック会議での意見、要望をふまえ、厚生労働省との意見交換、委託事業についての情報交換などを積極的にすすめる。

また、林業、農業における災害防止に関し、引き続き農林水産省及び関係機関等との連携についても配慮するものとする。

### (2) 新規会員の獲得

会員数が減少傾向にあることは、当会の今後の運営の最も基本的で、重要な課題である。

このため、今後も新規会員の獲得に努めるとともに、平成27年8月に行われた厚生労働省との意見交換会の成果として、コンサルタント試験合格者への本会の案内が、厚生労働省から行われることとなったことから、その対応として当会ホームページ等

による入会案内の強化をすすめる。

また、昨年度に続き、日本産業衛生学会会員に入会を勧めるため、学会誌に入会勧誘の広告掲載を考えるとともに各種機会を通じて積極的に入会勧奨を行う。本部支部の連携を強め、全国の会員を通じての入会勧奨を行う。一方、賛助会員の新規加入を目指す。

なお、新規会員の確保のためには、できるだけ多くの者にコンサルタント試験を受験してもらうとともに、多くの者に合格してもらうことが重要であることから、コンサルタント試験等について分かりやすく周知を図るとともに、より効果的な受験準備講習の実施に努めるものとする。

### (3) 一般社団法人としての業務推進

今年度も引き続き関係法令を遵守し、必要に応じて規程の改定及び作成を行い、円滑な会の運営を進める。

また、平成 27 年度より検討・意見交換を行った支部のあり方への対応については、引き続き検討をすすめるとともに、その方向性を見定めていく。

平成 28 年 1 月より施行された個人番号制度への対応について、必要なシステムを整えて、省力化と適正な対応をすすめる。

### (4) 本会財務状況と改善策

平成 28 年度も、引き続き厳しい環境の中での事業推進が見込まれるため、収入の増と支出の減に取り組み、財政基盤を維持していく。

ホームページ等を有効に使った IT 化により、一層のコスト削減を進めていく。

### (5) 情報システムを用いた会員への情報伝達

平成 27 年度に改訂した会員専用ページを有効に活用し、会員への有用な情報提供に一層努める。